



環 評 審 第 5 4 号
平 成 31 年 3 月 6 日

沖 縄 県 知 事
玉 城 康 裕 殿

沖 縄 県 環 境 影 響 評 価 審 査 会
会 長 宮 城 邦 治



伊 良 部 大 橋 橋 梁 整 備 事 業 に 係 る 事 後 調 査 報 告 書 の 審 査 に つ い て (答 申)

平 成 30 年 10 月 15 日 付 け 沖 縄 県 諮 問 環 第 11 号 で 諮 問 の あ っ た み だ し の こ と に つ い て 、 別 添 の と お り 答 申 し ま す 。



伊良部大橋橋梁整備事業に係る事後調査報告書に対する答申

- 1 当審査会の現地調査（平成30年11月13日及び21日実施）で確認した内容について
 - (1) 宮古島側取付道路の法面において、モクマオウの生育を多数確認した。モクマオウは「生態系被害防止外来種リスト」において重点対策外来種に指定されている。また、平成30年8月に沖縄県が策定した「沖縄県対策外来種リスト」では、防除対策外来種の対策種に指定されていることから、可能な限り法面に生育しているモクマオウを除去させること。
 - (2) 伊良部島側取付橋梁部南側において、海岸林再生のための植栽箇所付近の砂浜が浸食されていることを確認した。さらに浸食が進めば、海岸林の再生に影響を及ぼすおそれがあるため、これ以上浸食が進まないよう早期に対策を実施させること。なお、対策を実施するにあたっては、可能な限り自然材料を使用させること。
 - (3) 伊良部島側取付橋梁部の海岸林の植栽状況を確認した。海岸林の両端にはハスノハギリを植栽することとしているが、北側植栽予定箇所では別事業の工事が進んでいること、南側植栽予定箇所では砂浜が浸食されていることから、植栽を実施できない状況となっていた。平成27年度事後調査報告書に対する環境保全措置要求5（2）で知事が求めたとおり、海岸林を再生するためにはハスノハギリの植栽が必要であることから、植栽が可能な状況になり次第、速やかに海岸林の両端にハスノハギリを植栽させること。

また、長山の浜背後は健全な海岸林が残されており、その保護が重要である。後背地の開発に伴う海岸林の伐採及び長山の浜への通路の利用者増加によって海岸林が二分されるおそれもあることから、海岸林の現状が維持されるよう、海岸林の管理者へ情報提供させること。
 - (4) 長山の浜はウミガメ類の産卵場となっているが、遊泳用ビーチネットやボートが置かれていることを確認した。今後、長山の浜後背地が開発され、浜の利用者が増加することから、事業者には海岸管理者と協議を行わせ、浜の利用にあたって、車の乗入れ、夜間の利用、ゴミ捨て等のウミガメ類の産卵に影響を及ぼすような行為は控えるよう、利用者へ周知を行わせること。

また、今後行われる海岸利用についての協議会等において、長山の浜はウミガメの産卵場となっていることについて情報提供させること。

2 海域地形について

事業者は、海域地形について「工事前のように広範囲で汀線の季節変化を示しておらず、北側区域の汀線が後退した状態が継続していることから、環境監視基準を満たしていない状況」としている。また、「工事中にみられた地形変化は海中道路による波浪の遮蔽により年間の沿岸漂砂バランスが崩れたためと考えられる」としているため、長山の浜北側の砂浜は事業の影響により後退していると考えられる。以上より、事業者には長山の浜全体の保全のあり方について再度評価を行わせ、必要に応じて新たな環境保全措置を検討させること。また、再度評価した結果を事後調査報告書に記載させること。

3 海域生物について

(1) 海藻草類について

事業者は海藻草類について、自然変動による藻場の被度の変化が確認されたものの、環境影響評価の予測範囲内であったとし、新たな環境影響は生じていないと判断されるため、事後調査を終了するとしている。しかしながら、総面積では平成28年2月以降減少傾向が継続しており、被度30%以上40%未満の高被度域では、面積が工事前と同程度ではないため、環境影響が生じている可能性があることから、海藻草類の調査を継続させること。

(2) ウミガメ類について

事業者はウミガメ類の事後調査結果について、工事前の状況と同程度であるとしており、突堤築造および養浜を実施した箇所でも継続的に確認されたことから、砂浜の産卵場機能が回復していると考えられている。しかしながら、伊良部島側取付橋梁北側については、砂浜が後退した状態が継続しており、取付橋梁南側では台風の影響で砂浜が浸食されるなど、砂浜が安定していない状況が確認されている。砂浜が安定していない状況では、ウミガメ類の産卵場機能に影響が生じるおそれがあるため、ウミガメ類の調査を継続させること。

4 陸域生態系について

オカヤドカリ類の調査結果について、橋梁の存在に伴い生息状況の変化は生じておらず工事前と同程度の生息状況であるが、宮古島St.1の繁殖状況については、オカヤドカリ類の繁殖個体数が減少している。また、オカヤドカリの移動経路調査の結果からオカヤドカリ類が繁殖時期に野川崎の樹林地から取付道路を横断し、繁殖場（St.1や隣接するSt.4）へ移動していることが明らかとなっている。については、講じた環境保全措置の効果を適切に発揮させるため、オカヤドカリ類を進入防止柵からボックスカルバートへ誘導する手法を検討させること。

5 海域生態系について

事業者は底生生物の調査結果では、「平成28年度に引き続き夏季、冬季ともに底生生物は過年度事後調査の変動範囲であり、生態系構造や機能の変化は確認されなかった」としている。しかしながら、藻場域の底生生物調査結果において平成28年7月の平均個体数87個体に対し、平成29年7月では155個体と2倍程度増加している。また、藻場域の底生生物調査と同じく4地点で実施した海藻草類の調査結果では、藻場の総面積に減少傾向が見られることから、底質の変化が懸念される。については、底生生物調査及び底質調査を継続させること。

6 基準文献について

沖縄県は平成30年6月に「改訂・沖縄県の絶滅のおそれのある野生生物第3版-菌類編・植物編-（レッドデータおきなわ）」を公表した。

沖縄県のレッドデータおきなわは、事後調査報告書において重要な種の判断基準としていることから、今後事後調査報告書作成にあたっては、公表された最新の文献等に対応して事後調査を実施させること。